



(株)札幌市中央卸売市場食品衛生検査センターと札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 130007 号)

(株)札幌市中央卸売市場食品衛生検査センターと札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

(株)札幌市中央卸売市場食品衛生検査センターは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成26年1月18日

株式会社札幌市中央卸売市場
食品衛生検査センター
代表取締役

津田 輝昭

札幌市
市 長

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 食品関連事業者の「身近な検査室」として微生物検査、放射性物質検査等を通じて、安全で安心できる食品を消費者に送り届けるお手伝いをします。
- 高品質で安全な食品を提供するために7Sに基づいた衛生管理体制作り(施設設備の衛生管理、従事者の衛生教育、手指・調理器具等の拭取り検査など)をお手伝いします。
- 札幌市中央卸売市場に隣接していることから、朝8時から検査を行うなど迅速かつ信頼性の高い検査結果をお届けするよう社員一同日々努力します。